

第七十七号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「に規定する自動二輪車」を「に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車」に改める。

第三条第一項中「、第七条」を削る。

第四条第四項中「使用料」を「使用料等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の使用料」を「使用料及び使用料相当額（以下「使用料等」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 使用者は、使用承認された期間を超えて自転車等を駐車したときは、前項に定める使用料に加え、その超過した日数に応じた使用料相当額を納付しなければならない。

第四条の二第五項中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「利用料金」の下に「及び利用料金相当額（以下「利用料金等」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用者は、使用承認された期間を超えて自転車等を駐車したときは、第一項に定める利用料金に加え、その超過した期間の日数に応じた利用料金相当額を

納付しなければならぬ。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（未納付者への通知）

第四条の三 区長は、使用料等又は利用料金等が未納の場合について、未納付者（使用料等又は利用料金等を納付していない使用者をいう。以下同じ。）を確認できるものについては、当該未納付者に対し、使用料等又は利用料金等を納付し、自転車等を速やかに引き取るよう通知しなければならない。

第七条を次のように改める。

（駐車場の不正使用に対する措置）

第七条 区長は、駐車場内に規則で定める自転車等があるときは、当該自転車等を撤去することができる。

2 区長は、前項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去した旨及び保管場所を現場に表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められ、かつ、所有者が確認できないものについては、直ちに廃棄等の処分をすることができる。

3 区長は、前項本文の規定により自転車等を保管したときは、撤去し、及び保管した旨、返還方法、第五項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 区長は、第二項本文の規定により保管した自転車等について、所有者を確認

できるものについては、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならぬ。この場合においては、第二項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨を併せて通知するものとする。

5 区長は、第三項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお所有者等の引取りのない自転車等（自動二輪車を除く。以下この項及び第七条の三において同じ。）については、これを売却し、その売却した代金を保管することができると同じ。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、区長は、当該自転車等について、廃棄等の処分をすることができる。

6 区長は、第三項の規定による告示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権を取得することができる。

第七条の次に次の二条を加える。
（撤去費用の徴収）

第七条の二 区長は、前条第一項の規定により自転車等を撤去したときは、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める費用を当該自転車等の所有者等から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

一 自転車 四千元

二 原動機付自転車 四千五百円

三 自動二輪車 九千元

(売却代金の返還)

第七条の三区長は、第七条第五項の規定により売却した自転車等について、同条第三項の告示の日から起算して六月以内に当該自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第七条の二の規定は、施行日以後に撤去した自動二輪車(法第三条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に撤去した自動二輪車については、なお従前の例による。

(説明)

めるほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

江戸川区自転車駐車場内に放置された自動二輪車の撤去方法及び処分方法を定